

社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

基本方針

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類に移行し、これまで中止となっていた活動が再開されるなど、地域福祉活動に活気が戻りつつあります。一方で、コロナ禍によるさまざまな制約は住民の暮らしと地域福祉活動に大きな影響を与え、住民同士のつながりの希薄化や社会的孤立、生きづらさを抱える人が増えるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑化、深刻化しています。

そのような中、あらゆる相談をまずは受け止め、行政や様々な相談支援機関と役割分担をしながら、解決に向けて協働で取り組む包括的な支援体制の構築をめざします。

併せて、2年目を迎える第3期地域福祉活動計画に掲げられたプロジェクトの推進等を通して、「つながりの機会を増やし、孤立をつくらぬ取り組み」を支援します。また、日ごろの活動を振り返り、地域の強みや課題を共有したり、見守り活動のなかで気づいた気になる方などについて共有する「話し合いの場づくり」にも取り組みます。

このように、「孤立を防ぎ、住民同士が支えあう地域づくり」、「さまざまなひとの暮らしを支える相談支援」「さまざまな形での参加支援」など、社協総体として機能を発揮して参ります。

本会は、地域福祉を推進する主体として、地域住民、行政、社会福祉関係団体・施設、ボランティア、NPO、企業など地域で暮らす人々とともに「誰もが孤立することなくつながり、声を掛け合い、助け合えるまちづくり」に取り組みます。

重点目標

1 小地域福祉活動の支援

(1) 「地域見守りマッピング」を通じて、町会を単位とした見守り活動の担い手（町会役員、民生委員・児童委員、ネットワーク委員、見守りコーディネーター等）同士のさらなる連携強化を図るとともに、災害時にもつながる日頃の見守り強化をめざす。

(2) 居場所づくりの推進

(3) 地域で話し合う場づくりの支援

小地域ごとに日頃の活動を振り返りながら、第3期地域福祉活動計画に掲げたプロジェクトの推進に向けて支援する。また、福祉施設や企業、NPOなどの多様な団体との協働をめざす。

2 参画・協働による地域づくり・場づくり

- (1) 「誰もが主役になれる場所」として、幅広い世代の区民がボランティア・市民活動に関心を寄せ、参加できるよう、開かれた港区ボランティア・市民活動センター（fuku cafe）をめざす。
- (2) 当事者や福祉施設等との協働による福祉教育の推進
- (3) 「みんなの居場所」の活動の継続、発展に向けて団体同士がつながり、相互に情報交換や課題共有ができるプラットフォームとして「みんなの居場所」連絡会の継続的な開催。
- (4) 「声掛け見守り訓練」の取組みにより、認知症になっても安心して外出することのできる地域づくりを目指す。

3 生活課題・福祉課題への対応

- (1) 複合的な課題を抱えた人を支える相談支援体制の強化
多様化する福祉課題に対応するため、相談窓口としての機能強化に努めるとともに、区社協内および相談支援窓口連絡会「みなまるネット」での事例検討の実施により、事業間の横断的なチームアプローチの推進を目指す。
- (2) 多様な団体、企業の参画による共同募金テーマ型募金を活用した「ひとり親世帯応援プロジェクト」の取組み及び緩やかなつながりづくり。
- (3) 権利侵害を受けやすい障がい者や認知症の人などに対し、個人の意思が尊重され一人ひとりがその人らしい生活を送ることができるよう、地域の多様な関係者ととともに本人の声を聴き、本人を中心としたチームでの支援体制づくりに取り組む。

4 防災・災害への備え

- (1) 災害ボランティアセンター運営を見据えた企業との協働

【管理運営部門】

1 法人運営

組織管理の機能を強化し区社協の理念や事業の目標の明確化、その達成を目指した職員の資質向上、事業実施、それに必要な財源確保に取り組みます。交付金、委託料の適切な執行に向け、顧問税理士法人の会計支援のもと適正な会計処理に努めます。

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 組織構成会員・会員の拡充による自主財源の確保
- (3) 法人の財務管理
- (4) 職員の人事労務管理

2 善意銀行の運営

- (1) 善意銀行を活用した港区緊急食糧等提供事業
- (2) ボランティア活動推進事業
- (3) サロン活動応援資金事業
- (4) 「みんなの居場所」に対する特定テーマ払い出し

3 港地区募金会の事務局運営

- (1) 共同募金への取組みや、共同募金の活用状況について積極的に広報する。
- (2) テーマ型募金「ひとり親世帯食料等支援」の実施
活動を周知するとともに様々な場面で広く寄付を募る。

4 善意募金事業への協力

5 日赤業務への協力

6 あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

地域における福祉課題が多様化・深刻化するなか、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの権利擁護に努め、支援を要する方が早期に必要な支援につながるための広報活動を継続します。また、様々な支援機関と連携して、相談者・支援者に寄り添いながら、複雑・多様化した福祉課題の解決に向けて取り組みます。

成年後見制度と連続した支援を行い、地域における権利擁護の役割を果たせるよう取り組みます。

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 日常の金銭管理サービス
- (3) 通帳・証書類等の預かりサービス

7 災害時に備えての取組み

- (1) 「港区災害ボランティア活動支援センター」設置のための備品等の整備
- (2) 災害時初動の体制整備にかかる災害対策本部立ち上げ訓練
- (3) 災害時事業継続計画の整備

8 「社会福祉協議会活動の見える化」広報・情報発信の充実

- (1) 広報誌「区社協だより」の発行（年2回）
- (2) 区社協キャラクター「くしゃきょん」を活用した会員募集や事業周知
- (3) 区社協ユニフォームなどを活用した区社協職員による事業の見える化

【地域福祉推進部門】

1 地域福祉活動の推進

地域における新たな取り組みや、住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り組みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社会福祉事業の充実を図ります。

第3期 地域福祉活動計画推進2年目にあたり、各地域の具体的な取り組み実施の情報発信などをおし、港区全体で福祉活動計画を推進していくという機運を高めるとともに地域状況を鑑み、後方支援に臨みます。

- (1) 第3期港区地域福祉活動計画に基づいた活動の推進
- (2) 地域福祉活動の支援
 - ① 第3期港区地域福祉活動計画推進にあたっての後方支援
 - ・取り組みを話し合う場、振り返る場づくり
 - ・地域の取り組み実施の情報発信
 - ② 地区社会福祉協議会活動の支援
 - ・地区社協会長会の開催
 - ③ 地域ネットワーク委員会活動の支援
 - ・ネットワーク委員長会の開催（毎月）
 - ④ 地域活動協議会福祉部会活動の支援
 - ⑤ 実態調査に基づく小地域ごとの地域情報の整理
 - ⑥ 定期的なコミュニティワーク事例検討会の開催
 - ⑦ みんなの居場所連絡会の実施およびプラットフォーム（共有・協議の場）づくり
- (3) 子育て支援と青少年、児童、障がい者（児）のための福祉活動
 - ① 港区みんなと子育てしチャオ会（子育て支援連絡会）の運営
 - ・子育て支援情報紙「みなときっず」の発行（年4回）
 - ・公園あそびしチャオ等の子育て世代に向けたイベントの実施
 - ② 障がい者団体への活動支援
 - ・区障がい者自立支援協議会への参画
 - ・港区障がい者施設連絡会（ポートネット）への参画
 - ③ みなとふれあい福祉のひろばの開催
ボランティア・関係機関・企業などと共に世代を超えて、楽しみながら福祉の理解を深め地域福祉推進につなげる。

④ 「ひとり親世帯応援プロジェクト」の実施

(4) 福祉教育の実施

- ① 当事者および当事者団体と連携した福祉教育のプログラムを紹介するチラシ作成
- ② 地域団体・障がい関係機関・障がい当事者との連携による、小中学校、地域等への出前授業の実施
- ③ 福祉教育DVDを活用した福祉教育の実施
- ④ 認知症サポーター養成講座の実施

(5) 区社会福祉施設連絡会の運営

- ① 総会・幹事会の開催
- ② 顔の見える関係づくりを目的とした研修会及び交流会の実施、情報共有

(6) 港区キャラバン・メイト連絡会の事務局

- ① 港区キャラバン・メイト連絡会定例会の開催（月1回）
- ② ICTを活用したキャラバン・メイト、認知症サポーターの活動支援

(7) 「地域福祉活動の見える化」広報・情報発信の充実

- ① ホームページ・SNSによる情報発信
ブログ（くしゃきょん日記）・Facebook・区社協公式LINE等
- ② 広報紙「区社協だより」の発行（年2回）

(8) その他

- ① みなとこころの講座
- ② 手話奉仕員養成講座（手話講習会）の開催
- ③ 車いす貸出事業
- ④ 共同募金配分金による事業運営・地域福祉活動団体への支援
- ⑤ みなと介護家族の会「かもめ会」の事務局
- ⑥ 社会福祉士養成等実習生の受け入れ

2. 港区ボランティア・市民活動センター（fuku cafe）の運営

「誰もが主役になれる場所」がモットーの「ふくかふえ」を拠点として、あらゆる世代の区民がボランティア・市民活動センターに関心を寄せ、活動に参加できるような取り組みや、幅広い世代の地域住民や市民活動団体、NPOや企業と協働するなど、多様な団体の新たな「つながり」づくりを支援するとともに、更なる地域福祉の推進・課題解決力の向上にかかるボランティア・市民活動の広がり活性化を図ります。

(1) 港区ボランティア・市民活動センターの運営

- ① 運営委員会の開催（2回／年）
- ② 作業部会の開催（12回／年）

- (2) ボランティア養成・スキルアップ
 - ③ ボランティア養成講座の開催
 - ④ 夏のボランティア体験
 - ⑤ ボランティア研修・交流会の開催
 - ⑥ ボランティア交流会
- (3) ボランティア・市民活動の支援
 - ① ボランティア・市民活動における相談・支援
 - ② 港区ボランティア・市民活動センタースペース（ふくかふえ）を利用した活動支援
 - ・café de ひまわり（喫茶月1回、コーナー企画など）
 - ・cafe ナカ企画（ボランティアや企業等による強みを活かしたプチ講座など）
 - ③ 助成金「福祉ボランティア応援資金」の交付
 - ④ ボランティア保険取扱窓口
- (4) ボランティアマッチング
 - ① 援助活動依頼の受付・調整紹介
 - ② 活動希望者の登録・紹介
 - ③ 受給ニーズ及び社会資源の把握・活用
 - ④ 関係機関・団体との連携
- (5) 「港区災害ボランティアセンター」の立ち上げに向けた企業との協働
- (6) 企業の地域貢献・企業の社会的責任の支援
 - ・地域貢献希望団体・企業の相談・支援・マッチング
- (7) 啓発・広報・調査研究
 - ① ボランティア活動情報紙「ひまわりのたね」の発行 2か月に1回
 - ② 区社協ホームページ・SNSでの情報発信
 - ③ 区社協広報紙での情報発信
 - ④ ボランティア情報紙を活用した登録ボランティアグループの紹介
 - ⑤ イオンの黄色いレシートキャンペーンへの参加

3 生活支援体制整備事業の受託実施（生活支援コーディネーターの配置）

“いつまでも元気でいたい”、“定年退職しても居場所や役割をもちたい”、“離れていてもつながりたい”といったシニア世代の想いに寄り添い、「社会的孤立」の予防や改善を目指し、地域のみなさまや専門職、社会福祉施設、企業・NPO法人、行政らとつくる協議体の機能強化につとめるとともに、生活支援サービスの創出に向けた支援や、居場所をつくる支援を行います。また、区内に配置されている第1層および第2層生活支援コーディネーターがその支援にあたります。

- (1) 地域資源のニーズと地域資源の把握・ネットワーク構築
- (2) 身近な地域の居場所の創出
 - ・善意銀行を活用した助成金「サロン活動応援資金」の交付
- (3) 活動の場の発掘・開発と担い手とのつなぎ

- (4) 団塊・シニア世代の地域活動参加促進事業の実施
 - ・ゆうゆうクラブ（団塊世代の男性のボランティアグループ）の活動支援
- (5) 様々なサービス実施情報の周知等
 - ・公式 LINE アカウントでの地域活動の周知
 - ・地域の社会資源や地域での活動についての情報誌を作成
 - ・ケアマネポート等での地域の居場所や見守り活動についてのケアマネジャーへの周知
- (6) 生活支援体制整備事業に関する情報媒体の作成
- (7) くしゃきょんネット（区独自の支え合い活動事業）の展開
 - ・「有償たすけあい活動（区独自事業）」の実施・拡充
 - ・「住民の助け合いによる生活支援活動事業」※大阪市福祉局から受託事業
 - ・活動者交流会（活動報告や意見交換）の実施
- (8) 介護予防に資する住民主体の通いの場や、老人福祉センター各事業と連携した支援
- (9) 第1層および2層生活支援体制整備事業協議体の開催（24回）
 - 内訳：本会議2回、ワーキング22回

4 地域と連携した見守りネットワークの強化

- (1) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（見守り相談室）

機能1 地域の見守り活動への支援

平時の見守り活動や災害時の安否確認の仕組みづくりの一環として、要援護者情報を町会の各団体で共有するための「地域見守りマッピング」の全地域開催を目指し、町会内の各団体が「見守り」をテーマに話し合いの場を持つことで更なる横の連携強化につながるよう支援します。

また、「福祉」と「防災」を一体で考えることの重要性について活動者間で共通認識が持てるよう平時の見守り活動を担う団体と自主防災組織の連携を図ることができるよう支援します。

①要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備、未回答者への訪問

②地域見守りマッピングの推進等（10地域で開催済み）

機能2 孤立世帯等への専門的な支援

C SW機能の強化（引きこもりの状態にある方、困窮状態にある方の支援）と多重化、複合化した世帯への課題対応に向け、地域や多機関とりわけ生活困窮者自立支援事業との連携強化（ケース共有や伴走型、継続的なリレー支援）を図ります。

①見守りの視点や困りごとへの気づきなど、地域の福祉力向上のための啓発講演会

②社会的なつながりが希薄な方のための「居場所づくり会議」の定期開催

③相談支援機関連絡会「みなまるネット」の共同開催等

機能3 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見ネットワークの構築「ひまわりじゃらん」

認知症高齢者が行方不明になった場合の早期発見・保護のネットワーク拡大を図るととも

に、地域住民及び見守り協力者・事業者に向け「認知症見守り声かけ訓練」を開催し、事例の紹介や声かけの体験を通じて、認知症に係る正しい知識、適切な対応方法の獲得と地域・事業者間でつながりづくりの機会となることを目指します。

- ① 認知症高齢者等の事前登録及び早期発見ネットワークの構築
- ② 「認知症見守り声かけ訓練」の開催
- ③ 迷い人等で保護された認知症高齢者に係る警察からの支援対象者情報への対応

(2) 港区地域福祉サポート事業の受託運営

- ① 地域見守りコーディネーターによる、要援護者の個別支援のためのコーディネート活動
- ② 支え合いのためのマッチングシステムの運用
- ③ 地域での見守り強化の推進「見守り協力事業者の発掘および登録拡充」

5 生活困窮者自立相談支援事業（受託期間：令和4年度～6年度）

社会福祉法人みなと寮との共同体として区社協における個別相談支援部門（見守り相談室、地域包括支援センター、あんしんサポート、生活福祉資金貸付事業など）との連携により経済的自立だけではないその人なりの自立をめざし社会的孤立、引きこもり状態にある方への支援を行います。

さらに社会とのつながりづくりや参加の支援、そのための地域づくりに取り組みます。

- (1) 相談支援機関連絡会「みなまるネット」において関係機関とのさらなる関係構築を図り、谷間のない包括的な相談支援体制の構築
- (2) 就労支援・家計相談
- (3) アウトリーチ機能の強化

(社会福祉法人みなと寮と共同受託)

6 生活福祉資金貸付事業

- (1) 世帯の自立や生活の安定のための貸付にかかる相談支援
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援
- (3) 生活困窮者自立支援事業との連携

7 介護予防事業

あらゆる高齢者に対し、地域で暮らし続けられるために、高齢者ができる限り自立した生活を送り、自己実現を図ることができるよう、保健福祉センターをはじめ相談支援機関や各種団体の協力を得ながら支援します。

- (1) 大阪市介護予防事業：いきいきサロン（月1回）

各地域（11地域16か所）においてレクリエーション、運動、口腔、栄養、認知症の講話等の教室を開催。閉じこもりがちな高齢者が定期的に介護予防に資する活動に参加し、地域住民同士

が交流できる機会を持つことで、生活空間を広げることや認知機能や生活全般の活性化につながるようプログラムを作成します。

(2) ひまわり健康体操教室（週に1日）

8 通所介護事業（港区在宅デイサービスセンターひまわり）

様々な感染対策を徹底しながらも、家庭的な雰囲気のもと、一人ひとりの個性、持っている能力を発揮できるようなプログラムの実施に努めます。また、利用者の家族のとまどいや不安感に寄り添い、身体的・精神的負担の軽減を図ります。

さらに、社会福祉協議会の運営するデイサービスとして受け入れ困難なケースへの対応を行うとともに、家族の福祉課題にも焦点を当て関係機関とともに解決に向けて支援します。

(1) 地域密着型通所介護・予防通所介護事業の運営

- ① 食事サービス（四季折々の季節感あふれる食事や行事食の提供）
- ② 入浴サービス
- ③ 口腔機能向上サービス
- ④ 健康管理・健康チェック
- ⑤ 機能訓練・レクリエーション

必要に応じて個別の機能訓練や日々のレクリエーション、四季折々の行事・外出レクリエーション等を実施。一人ひとりの個性、持っている能力に合わせたサークル活動（手芸、園芸等）

⑥ 送迎サービス

⑦ 運営推進会議の開催

利用者、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員等に対し、提供しているサービス内容等を報告。事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目指す。

(2) 港区デイ事業者連絡会の運営

デイサービス・デイケア事業所の施設相互の情報交換・連携を支援

(3) 福祉教育等への協力（職場体験学習や実習生の受入れ等）

(4) ボランティア活動の場を提供

【地域包括推進部門】

港区地域包括支援センターの運営（受託期間：令和5年度～令和10年度）

これまでの相談支援の中で築いてきた地域住民や地域関係団体、医療・福祉関係機関、行政とのネットワークを活かし、地域で暮らす高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、介護・福祉・保健・医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される体制づくりを進めます。

また港区の地域課題として、身寄りのない高齢者の増加や独居で地域とのつながりが希薄な方

が孤立しがちであるなどの課題が顕著にあらわれています。地域や関係機関と連携、協働し、あんしんさぽーとや成年後見制度、「早い段階でのACP（人生会議）」など、地域住民や支援者も含め、理解を深めてもらえるよう、周知活動や研修会の企画・実施に取り組みます。

1 地域包括ケアの充実

(1) 高齢者支援のための地域ケア会議を活用したネットワークの構築

① 専門機関や地域関係者と連携した個別地域ケア会議の開催

- ・ 早期の相談支援や予防的視点での関わりにつながるよう、地域における見守りの担い手や支援者と連携した地域ケア会議の開催
- ・ 関係機関が予防的視点や権利擁護の視点を持ち、方針を共有しながら支援できるよう、定期的な事例検討の実施。いわゆる8050世帯の支援など子世代の社会参加支援について「つながる場」の活用などを活用し検討する。

② 地域ケア会議から見えてきた地域課題の抽出と課題解決にむけた取り組みの実施

身寄りの高齢者の増加で、急激な体調の悪化により本人の意向を反映しにくい状態での支援の検討をせざるを得ないことがある。本人の望む暮らしや権利擁護の必要性について、検討する場を早期に持てるよう、周知啓発する。

(2) 区内高齢者総合相談窓口の充実

ブランチ、見守りコーディネーターと定期的な情報共有を図るとともに、地域に出向いての総合相談窓口の周知活動

(3) 在宅医療・介護連携の推進

区保健福祉センター、大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議と連携した早期のACP（人生会議）の普及啓発等

(4) 多職種協働の取り組み

相談支援窓口連絡会「みなまるネット」で複合課題ケースの支援や各相談機関の相互支援体制の充実を図る。相談援助技術の向上を図るため、定期的な事例検討会を実施。

(5) 介護支援専門員への支援

- ・ ケアマネポート(港区居宅介護支援事業者連絡会)の自主運営に向けての支援
- ・ 介護支援専門員が抱える困難ケース等の後方支援、地域ケア会議の開催
- ・ 介護支援専門員対象の研修会の開催

(6) 家族介護支援の充実

高齢者を在宅で介護している家族等に対し、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供を通じて、介護負担の軽減や心身のリフレッシュを図る。

2 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

(1) 港区医師会・認知症サポート医との連携による認知症高齢者支援地域連携事業の共催および認知症初期集中支援事業との連携

(2) 地域住民への認知症や在宅介護に関する理解促進のための講座の開催

- (3) 地域関係者や見守り協力事業所、関係機関が連携・協働した認知症の方への見守り声かけ訓練への参画
- (4) 小中学校での福祉教育で、認知症や相談窓口について知ってもらえるよう、行政や学校と連携した取り組みをすすめる。

3 高齢者虐待防止・権利擁護事業等の対応の充実

- (1) 区保健福祉センター・総合相談窓口と連携し、高齢者虐待事案への対応
- (2) 高齢者虐待防止や成年後見制度の活用のため、地域住民を対象とした啓発講座の開催（研修動画資料の作成・配信等を含む）、周知啓発活動の実施

4 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施

「自立支援型ケアマネジメント検討会議」では、高齢者が地域で自立した暮らしが継続できるよう多職種でケアマネジャーを支援し、生活の質の向上を図るとともに地域課題について把握する。

【老人福祉センター部門】

1 老人福祉センターの指定管理運営代行（受託期間：令和6年度～令和10年度）

地域における身近な施設として、多様化する高齢者のニーズに応えられるよう事業を展開し、高齢者の生きがいづくりや社会参加促進の拠点としての役割を果たします。

さらには、令和6年4月の移転を機に、併設されるこども子育てプラザ、区民センター、図書館と協働をめざし、駅直結の強みを生かし新たな層へのアプローチを心がけます。

1) 新しい老人福祉センターの運営

- ① 愛称募集
- ② 老人センターの利用者やサークルの代表者などの参画による委員会を立ち上げ、新しい老人福祉センターの運営について協議する機会を設ける。

2) 新しい層へのアプローチ

- ① 若い世代の方（特に男性）が関心を持ちやすい講座の企画実施
- ② 世代間交流の取組みの展開

3) 地域の社会資源とつながる、つなげる（アウトリーチ）

- ① 地域の行事等に参加し、センターについて周知。
- ② 地域に出向き、地域資源の把握に努める。

4) 相談窓口としての老人福祉センター

- ① 区役所や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、生活関連情報を集積し、提供するとともに適切な福祉サービスやボランティアによる支援につなげる。
- ② 地域で実施しているイベントや活動に出向き、「地域見守りコーディネーター」と連携し、支援が必要になると予想される利用者については、老人福祉センターへの来館が難しくなる前に地域の百歳体操やいきいきサロンにつなげる。

2 「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」の業務委託

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、だれでも一緒に参加できる介護予

防活動の地域展開を目指して、地域の実情に応じて介護予防に資する事業を実施します。

(1) 定期的な体操・運動等の実施

- ① 社会的孤立感の解消、自立生活の延長を目的とした、いきいき百歳体操の継続実施、参加を促進し、効果的に実施するため「リハビリテーションの専門職」による助言・指導
- ② 現在活動中の介護予防活動（体操など）を支援しつつ、新たな介護予防・健康づくりを目的とした、きっかけづくりの講座・講習会の実施

(2) (1) 以外の介護予防に資する事業の実施

- ① 健康増進として世代間、障害のあるなしにかかわらず交流できるニュースポーツ（ボッチャなど）を振興し、生きがいや健康づくりを推進
- ② 高齢者の生産・創作活動として創作意欲を高める講習や講座を開催し、介護予防につなげる。